

基準緩和型通所サービス 重要事項説明書

1. 基準緩和型通所サービスを提供する事業者について

事業者名称	北電産業株式会社
代表者氏名	長 高英
本社所在地	富山県富山市牛島町13番15号
電 話 番 号	076-432-4274
F A X 番 号	076-432-5208
法人設立年月日	昭和49年 6月 1日

2. 利用者に対してのサービスを提供する事業所について

(1) 事業者の所在地

名 称	ふくし百選 デイサービス金沢
介護保険指定	金沢市指定
事業者番号	1770105243
所 在 地	石川県金沢市窪七丁目271番地
電 話 番 号	076-287-3885
F A X 番 号	076-287-5153
サービス提供地域	金沢市・野々市市
相談担当者名	丹羽 一登

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営規程に基づき円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思・人格を尊重し、利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練等を支援することを目的といたします。
運営方針	①心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮いたします。 ②利用者の社会的独立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な援助ができるよう配慮いたします。 ③機能訓練の項目を準備し、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、機能訓練等を実施いたします。 ④事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものといたします。

(3) 営業日時及び利用定員

営業日	月曜日から金曜日 ただし、年末年始(12月29日から1月3日)を除く
営業時間	8時40分から17時20分
利用定員	午前の部 14名 午後の部 14名

(4) サービス提供時間

サービス提供日	営業日と同じ
サービス提供時間	午前の部 9時00分～12時05分 午後の部 13時30分～16時35分

(5) 事業所の職員体制

管理者	氏名 丹羽 一登	
管理者	・従業員の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ・従業員に法令などの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 ・必要に応じて個別サービス計画を作成します。 ・加算を算定する場合、介護予防サービス・支援計画に基づき、具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。	専従 1人以上
従事者	・必要な運動中心のサービスを行います。	専従 1名以上
機能訓練指導員	・加算を算定する場合には、介護予防サービス・支援計画に基づき、運動中心のサービスを行い日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための指導、助言を行う。	1名以上 (兼務可)

3. 提供するサービスの内容及び禁止事項について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類		サービスの内容
個別サービス計画の作成		・必要に応じて個別サービス計画を作成（加算を算定する場合には作成は必須） ・個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 ・個別計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します。
利用者の送迎		・事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いすまたは歩行介助により送迎を行うことがあります。
到着時	①手洗い ②うがい ③バイタルチェック	・施設内での集団感染防止を目的に実施いたします。健康チェックを行い、機能訓練のトレーニングなどが実施可能か判断いたします。
機能訓練等	①軽ストレッチ ②整理体操 ③運動中心のサービス	・運動前後に準備体操およびクールダウンなどを行います。 ・運動プログラムやレクリエーション等の実施により機能改善を行います。 ・適度に水分補給を実施します。

(2) 通所介護従事者の禁止行為

禁止行為	①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり ②利用者又は家族から金銭、物品、飲食の授受 ③医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く。） ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 （利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く） ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教、政治、営利、その他迷惑活動行為等
------	--

4. 利用料金について

(1) 当該事業者が法定代理受領サービスであるときは、^{2/7}厚生労働大臣又は金沢市若しくは野々市市が

定める基準の額として設定します。

石川県金沢市 10.14(七級地)、野々市市10.00(その他の地域)の地域区分別一単位の単価
保険費用は 単位×地域区分別単位 (1円単位)

利用者の負担金額は、利用料の総額から9割の保険請求額(1円以下切捨て)を差引いた額となります。
ただし、所得の額が政令で定める額以上である第一号被保険者については、介護保険負担割合証に
基づきご利用料をご負担して頂きます。

例：国保請求 $4,319 \times 90\% = 3,887.1$ 利用者負担 $4,319 - 3,887 = 432$
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

(2)サービスの利用料、利用者負担額について

金沢市 基準緩和型サービス (1か月あたり)

区分	基本利用料
要支援1又は週1回程度利用の事業対象者	1,438 単位
要支援2又は週2回程度利用の事業対象者	2,897 単位

加算	利用料	算定回数など (1月につき)
科学的介護推進体制加算	40単位	月1回、利用者の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合
介護職員処遇改善加算Ⅱ	9.0%算定	1月の基本料金、加算料金の合計に対し算定

野々市市 基準緩和型サービス (1か月あたり)

区分	基本利用料
要支援1又は週1回程度利用の事業対象者	1,438 単位
要支援2又は週2回程度利用の事業対象者	2,896 単位

加算	利用料	算定回数など (1月につき)
科学的介護推進体制加算	40単位	月1回、利用者の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合
介護職員処遇改善加算Ⅱ	9.0%算定	1月の基本料金、加算料金の合計に対し算定

諸時間による区分の取扱い

- ・所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、個別サービス計画に位置づけられた内容を行うための標準的な時間といたします。単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎えなどの都合で、当該利用者が通常の時間を越えて事業者にいる場合はサービスが提供されているとは認められません。送迎に要する時間は個別サービス計画に含まれません。
- ・当日の利用者の心身の状況から、実際の提供が個別サービス計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には個別サービス計画上の単位数を算定いたします。なお、個別サービス計画上の所要時間より大きく短縮した場合には、個別サービス計画を変更のうえ変更後の所要時間に応じた単位数を算定いたします。

5. その他の費用について

日常生活上必要となる諸費用	日常生活品の購入代金等、利用者に実費負担いただくことが適当であるものに適用されます。 おむつ代1枚 紙パンツ¥150円 尿とりパット¥50円
---------------	--

6. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

	利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により
--	---

請求方法	請求いたします。 上記に係わる請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに送付いたします。
支払い方法	利用明細をご確認のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 a. 事業者指定口座への振込み 振込口座 北陸銀行 北電ビル出張所 北電産業（株） 普通 4302990 b. 利用者指定口座からの自動振替 c. 現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

7. 該当する介護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

相談担当氏名	丹羽 一登
連絡先	電話番号：076-287-3885 FAX番号：076-287-5153
受付日及び受付時間	月曜日から金曜日 8時40分から17時20分 ただし、12月29日から1月3日を除く

8. サービスの提供にあたって

受給資格等の確認	・利用者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援1・2、事業対象者の認定の有効期間を確認させていただきます。 ・被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
要介護認定の申請に係る援助	・居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者の要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
個別サービス計画の作成	地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等が作成する介護予防サービス・支援計画に基づき利用者及び家族の意向を踏まえて、個別サービス計画を作成します。この個別サービス計画は利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
心身の状況等の把握	居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状態、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握を行います。
地域包括支援センター・居宅介護支援事業者との連携	サービス提供するにあたっては、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	・利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を地域包括支援センター・居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービス提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明いたします。

法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者に関する情報提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行います。
介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供	・介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供いたします。

利用者のサービス計画の変更の援助	・利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行います。
身分を証する書類の携行	・通所介護職員等に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは提示いたします。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	・利用者の個人情報について社内で定める個人情報に関する規程及び「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適正な取扱いに努めます。 ・従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ・従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨の誓約に従業者から取ります。
個人情報の保護について	・利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ・利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録は、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止します。 ・管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、訂正等を行います。 開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡いたします。

11. 事故発生時の対応方法について

事業者は、利用者に対する基準緩和型通所サービスの提供により事故が発生した場合、利用家族、該当利用者に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。基準緩和型通所サービスは、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録をします。

利用者に対する基準緩和型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は次の損害賠償保険に加入しています。

保険契約者	株式会社日本ケアサプライ
保険名	居宅介護事業者賠償責任保険
補償の内容	対人・対物事故、受託物事故、人格権侵害事故、居宅介護・介護予防支援事業に関わる経済損失事故、初期対応費用、見舞金・見舞品、訴訟対応費用

12. サービス提供の記録

支給限度額の残額やサービスの利用状況の把握	サービス提供した際には、提供日、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載します。
	利用者から提供したサービス内容等について申出があった場合には、文

情報の提供と保存	書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供します。その記録は、サービス完結の日から5年間保存いたします。 提供したサービス内容に関し、利用者の用意する手帳等に必要な事項を記載します。
----------	--

13. 非常災害対策

- ・事業者には災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 災害対策に関する担当者（防火管理者）職 氏名 丹羽 一登
- ・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期 毎年 2 回 4月・10月

14. 衛生管理等

- ・通所介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・指定通所介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ・指定通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じます。

15. サービス提供に関する相談・苦情処理について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- 基準緩和型通所サービスは、提供した利用者及びその家族からの相談・苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は、「苦情対応マニュアル」の苦情対応手順に基づき対応します。
- 記録は、苦情受付の都度、記録名称にしたがって作成し、1年ごとに閉鎖し、保存期間は5年間とします。

(2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口 ふくし百選 デイサービス金沢	所在地 石川県金沢市窪七丁目271番地 電話番号 076-287-3885 FAX番号 076-287-5153 受付時間 月曜日～金曜日 8時40分～17時20分
市町村の窓口 金沢市介護保険課	所在地 石川県金沢市広坂1-1-1 電話番号 076-220-2264 FAX番号 076-220-2559 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時
市町村の窓口 野々市市介護長寿課	所在地 石川県野々市市三納1丁目1番地 電話番号 076-227-6066 FAX番号 076-227-6252 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
公的団体の窓口 石川県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 石川県金沢市下本多町3丁目1番地10号 石川県社会福祉会館2階 電話番号 076-234-2556 FAX番号 076-234-2558 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

16. 重要事項説明の月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

- ・上記内容について基準緩和型通所サービスの規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	石川県金沢市窪七丁目271番地
	法人名	北電産業株式会社 石川支店 福祉事業部
	代表者	部 長 山田 浩一 ⑩
	事業所名	ふくし百選 デイサービス 金沢
	説明者氏名	⑩

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	⑩

家族 及び 代理人	住 所	
	氏 名	⑩（続柄 ）